

宜野湾市告示第 110 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「規則」という。）に基づき、行政手続（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続を除く。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類を、以下のとおり定め、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表第一欄に掲げる規定の同第二欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類を同第三欄に掲げるとおり定める。

平成 27 年 12 月 28 日

宜野湾市長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく行政手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類について

別表

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|-------------------------------|--|--|
| 規則 第 1 条 第 1 項 第 2 号 | 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認め | 本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。） 官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。） 規則第 1 条第 1 項第 3 号ロに規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類 |

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| | るもの | |
| 規則 第 1 条 第 1 項 第 3 号ロ | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。） | 本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。） |
| | | 地方税若しくは国税の領収証書又は納税証明書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。） |
| | | 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。） |
| 規則 第 2 条 第 2 号 | 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの | 写真付身分証明書等 |
| | | 写真付公的書類 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類 |
| 規則 第 3 条 第 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他こ | 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの |

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 1 項 第 6 号 | れに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。） | |
| 規 則 第 3 条 第 2 項 第 2 号 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの | 写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 |
| 規 則 第 6 条 第 1 項 第 3 号 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類 | 本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。） |
| 規 則 第 7 条 第 1 項 第 2 号 | 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第 12 条第 2 項第 1 号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの | 写真付身分証明書等 写真付公的書類 |
| 規 則 第 9 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又 | 写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 |

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 条 第 1 項 第 2 号 | は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの | 写真なし公的書類 |
| 規 則 第 9 条 第 5 項 第 6 号 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。） | 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの |